

令和6年度 明るい選挙啓発ポスターコンクール県特選作品(高校生の部)

公益財団法人
明るい選挙推進協会会長・
都道府県選挙管理委員会
連合会会長賞



山形県立上山明新館高等学校2年
たかはし あやか
高橋 彩華さんの作品

山形市立商業高等学校1年
おおいし
大石 けいさんの作品



羽黒高等学校1年
いまい
今井 ゆき奈さんの作品



山形市立商業高等学校1年
ふじた りりあ
藤田 梨々亜さんの作品



羽黒高等学校1年
たかみや こうせい
高宮 卓成さんの作品



羽黒高等学校1年



あべ ひより
阿部 陽和さんの作品

山形県立上山明新館高等学校2年



したら みつ
設楽 実希さんの作品

18歳以上の皆さんは有権者です!!

あなたの声を政治に届けよう。

皆さんが18歳になると、**選挙権**という**権利**を持つことになります。権利には、それを正しく行使する**責任**が伴いますので、選挙権を持つということは、同時に社会の一員としての責任を負うということでもあります。

自分たちの社会や生活のことを真剣に考えて、投票しましょう。

安心して暮らせるまちで
幸せな家庭を
築きたい!

自分の力が
いかせる職場が
ほしい!

若者が活躍
できる場所が
ほしい!

大好きな
山形ですっ
と暮らしたい!



山形県の衆議院議員選挙の選挙区

山形県の小選挙区図

第1区

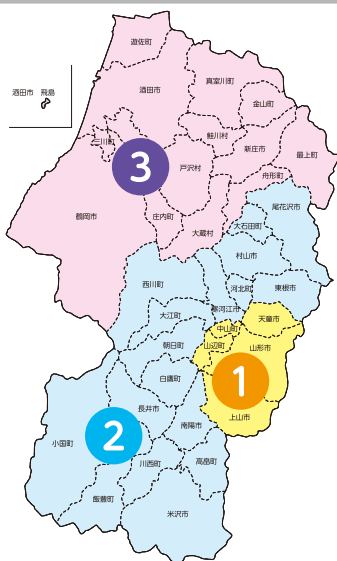
山形市・上市市・天童市・東村山郡

第2区

米沢市・寒河江市・村山市・長井市・
東根市・尾花沢市・南陽市・西村山郡・
北村山郡・東置賜郡・西置賜郡

第3区

鶴岡市・酒田市・新庄市・最上郡・
東田川郡・飽海郡



情報の集め方

- 選挙公報
投票日の2日前までに世帯ごとに届けられます。
- 政見放送
- 街頭演説
- マニフェスト
- 新聞
- ボートマッチ
ネットやSNS上の情報は、真偽を見分けることが大切です。

期日前投票 と 不在者投票

期日前投票

不在者投票

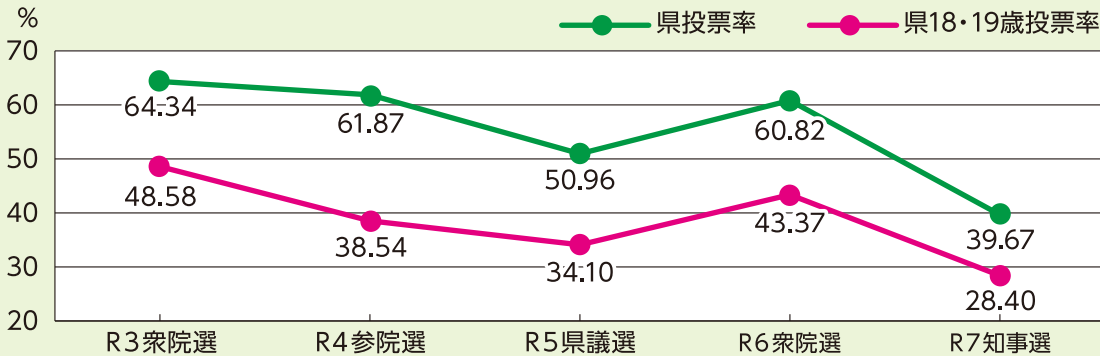
仕事などの用事がある、投票日に投票所に行けない人が、投票日の前にお住まいの市町村の役所・役場などで投票できる制度です。投票できる時間は、原則として午前8時30分から午後8時までです。

仕事などの用事がある、投票日に投票所に行けない人で、選挙期間中、住んでいる地域以外の場所に滞在している人が、投票日の前に滞在先の市町村の役所・役場などで投票できる制度です。投票できる時間は、原則として滞在先の市町村の役所・役場の執務時間内です。

もったいない!若者の棄権は 危険

若者が投じる票数が少ないと、若者の声や意見が届かず、政治に反映されにくくなってしまいます。

(参考) 県投票率と県18・19歳投票率の推移



国政選挙における山形県の投票率は全国上位ですが、低下傾向にあり、住民票を移さない若者がいることも課題になっています。

最近の国政選挙における都道府県別投票率ベスト5

順位	第25回参議院議員通常選挙 (R1.7.21)	順位	第49回衆議院議員総選挙 (R3.10.31)	順位	第26回参議院議員通常選挙 (R4.7.10)	順位	第50回衆議院議員総選挙 (R6.10.27)
1	山形 60.74	1	山形 64.34	1	山形 61.87	1	山形 60.82
2	岩手 56.55	2	新潟 63.16	2	長野 57.70	2	秋田 59.44
3	秋田 56.29	3	島根 61.55	3	東京 56.55	3	新潟 58.56
4	新潟 55.31	4	山梨 60.57	4	島根 56.37	4	奈良 58.49
5	長野 54.29	5	岩手 60.38	5	山梨 56.23	5	島根 58.14
	全国平均 48.80		全国平均 55.93		全国平均 52.05		全国平均 53.85

第48回衆議院議員総選挙における10代の都道府県別投票率ベスト5

順位	都道府県	投票率
1	山形	47.24
2	愛知	46.79
3	山梨	46.22
4	北海道	45.97
5	新潟	44.80
	全国平均	40.49

インターネットによる選挙運動

有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません!

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限ります。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。



18歳未満の選挙運動は禁止されています!

年齢満18歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません(公職選挙法第137条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



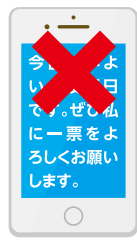
HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません!

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。



選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません!

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません(公職選挙法第129条、第239条)。



引っ越したら 住民票を移しましょう!

住民票は、選挙人名簿への登録につながる大切な情報です。住民票を移してから3カ月経過すると、引っ越し先への新しい住所地で投票できます。



住民票の異動は法律で義務づけられています



山形県のご当地めいすいくん「花笠めいすいくん」

詳しくはこちらから総務省チラシ

山形県選挙管理委員会

山形県明るい選挙推進協議会

山形市松波2丁目8番1号 TEL 023-630-2081 FAX 023-630-2130

山形県選挙管理委員会HP

<https://www.pref.yamagata.jp/kensei/senkyo/index.html>

公益財団法人明るい選挙推進協会HP

<http://www.akaruisenkyo.or.jp/>



地方議会の事が学べます

県議会ナビはこちら→



「あなたと共に創る未来
—フリーレンと行く、
地方議会を知る旅路—」
はこちら→



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。